

第 3 次七戸町長期総合計画策定に係る

第 2 回七戸町総合開発審議会

日 時	令和 7 年 9 月 3 日（水） 午後 1 時 3 0 分から
場 所	七戸中央公民館 2 階 第 1 ・ 2 研修室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 案件
(1) 第 3 次七戸町長期総合計画について
- 5 その他
- 6 閉会

第3次七戸町長期総合計画策定に係る 七戸町総合開発審議会委員名簿

(任期： 令和7年6月17日～令和9年6月16日、順不同・敬称略)

No.	役職	氏 名	備 考
1	会長	田 中 清 一	七戸町商工会会長
2	副会長	天 間 優 彦	七戸町文化協会会長
3	委員	岡 村 茂 雄	七戸町町内会連合会会長
4	委員	坪 晃	七戸町天間林商工会会長
5	委員	中 岫 亨	ゆうき青森農業協同組合天間林営農センター長
6	委員	川 端 義 幸	十和田おいらせ農業協同組合七戸支店長
7	委員	浜 村 良 一	特定非営利活動法人七戸町スポーツ協会会長
8	委員	天 間 勤	七戸町社会福祉協議会会長
9	委員	田 頭 拓 也	七戸中央公民館分館分館長代表
10	委員	高 松 幸 蔵	七戸町連合PTA会長
11	委員	天 間 愛 子	七戸町連合婦人会会長

Ⅱ 基本構想

1 基本的な考え方

序論では、七戸町の概況と特性を確認し、町民の暮らしにおける実感と将来に向けての意向調査を解析しました。

新しい計画においては、それらを念頭に置きながら、七戸町の将来像を描き、まちづくりの方向性を定めます。

2016(平成28)年に策定した「第2次七戸町長期総合計画」では、合併時に策定された『新町建設計画』の基本方針を踏まえ、「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を基本目標にまちづくりを進めてきました。計画期間の2021(令和3)年には、国指定史跡二ツ森貝塚が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界文化遺産に登録され、基幹産業である農業においては、ニンニク、ながいも、ごぼうの生産量は青森県内でも上位であり全国的に認知されるなど、自然と産業、歴史・文化が調和した田園文化都市として着実に歩んでいます。

また、七戸町は2025(令和7)年に、合併20周年の節目を迎えました。合併後の歩みを振り返るとともに、これからも七戸町が魅力と活力にあふれ、豊かな自然と歴史・文化を継承する田園文化都市として、七戸町に暮らす人及び七戸町を訪れる人に七戸らしさと思いやりを提供できるよう、これまでの取組を一層発展させる10年とするため、基本理念は維持しつつ、めざすべきまちの将来像を定めます。

併せて、2024(令和6)年から2028(令和10)年までの七戸町総合戦略として策定された「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた まち・ひと・しごと創生総合戦略」が連動できる計画とします。

(1) 基本理念

- 私たちは、暮らしの中に潤いが実感できる魅力と活力があふれる七戸町をめざします。
- 私たちは、豊かな自然や個性あふれる歴史と文化を守り、次世代に継承しながら、誇れる「ふるさと」七戸町をめざします。
- 私たちは、訪れる人たちに感動と魅力あふれる、あたたかい思いやりを提供できる七戸町をめざします。

(2) 基本目標

— まちの将来像 —

ともに育み 未来へつなぐ田園文化都市しちのへ● ともに育み

町民・団体・企業・行政等、七戸町に関わるみんなが一体となり、人にやさしく協調性(=力を合わせ)を持って行動し、互いに連携しながら、まちを育てていく姿を表しています。

● 未来へつなぐ

豊かな自然のもと連綿と受け継がれてきた産業や歴史、教育・文化を未来へとつないでいくため、七戸町に愛着と誇り(シビックプライド※)を持ち、持続可能なまちづくりを行う想いが込められています。

● でん えん ぶん か と し
田園文化都市

豊かな大地からの恵みを受け、風土に根ざした心と文化を育むまちづくりと、将来への発展の可能性に満ちた七戸町とすることを表しています。

シビックプライド

地域に誇りを持ち、その地域を良くするために貢献しようとする自負心のこと。

2 将来像を実現するための基本方針

基本方針は、まちづくりの基本理念に則り、七戸町の将来像「ともに育み 未来へつなぐ 田園文化都市しちのへ」の実現に向けて、これからまちづくりを進めるための大きなテーマであり、今後10年間（2035（令和17）年度まで）施策の指針となるものです。

めざすまちづくりの3つの基本方針を次のとおり示します。



まち

地域の魅力を高めるまちづくり

四季折々の豊かな自然や風土に根ざした産業、古くから引き継がれてきた多彩な歴史や文化、利便性に優れた交通基盤等、七戸町が持つ地域資源を最大限に活かしたまちづくりを推進します。個々の地域的特性や資源を活かし、これらを効果的に連携させることによって、個性と魅力が高まり、より大きな発展が持続的に得られることをめざします。

ひと

人を育むまちづくり

七戸町が守り育んできた自然、産業、歴史や文化を次の世代へとつなげるため、未来を創る人材の育成を図ります。若者世代の社会参画を促進しつつ、地域全体で子どもや若者の育成と支援に取り組むことで、一人ひとりが成長し、活躍できる人材を生み出し、将来にわたって持続可能なまちを実現していくことをめざします。

くらし

つながり支え合うまちづくり

心豊かに安全に安心して暮らせるよう、保健・福祉・子育て支援の充実や地域の防犯力・防災力の強化等の環境整備を推進します。人と人、人と地域がつながりを持ち、協働することで、支え合い共に生きるまちづくりをめざします。

3 SDGsの推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざすために、2015（平成27）年の国連サミットで採択された2030（令和12）年を期限とする国際目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、「経済」、「社会」、「環境」をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においても、2016（平成28）年にSDGs推進本部が設置された後、同年12月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、2018（平成30）年以降は、毎年、SDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」が策定されています。七戸町においても、SDGsを推進するために、基本計画の各施策とSDGsの目標を関連付け、施策を展開することとします。



持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



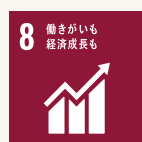
安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



つくる責任つかう責任

持続可能な消費生産形態を確保する



気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



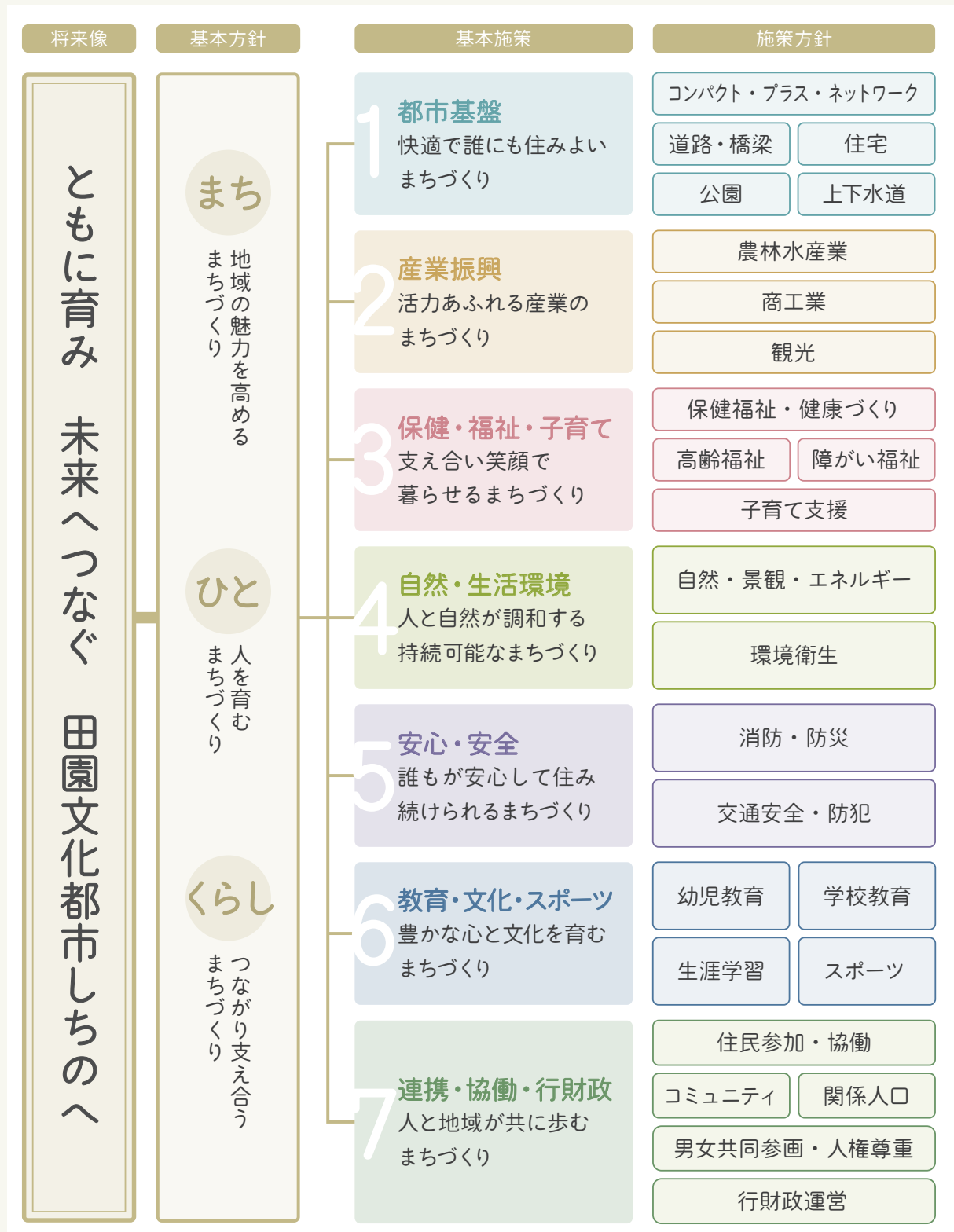
パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章

まちづくりの基本施策

まちの将来像「ともに育み 未来へつなぐ 田園文化都市しちのへ」の実現に向け、7つの基本施策を次のとおり定めます。



快適で誰にも住みよいまちづくり

人口減少や少子高齢化の進展等の社会環境の変化に対応した計画的な土地利用を進めるとともに、住宅地や道路・橋梁、上下水道といった町民の生活を支える都市機能の整備と維持や町民の生活の利便性を向上させるための交通網の整備を進め、誰もが快適に住み続けることができる都市基盤づくりを推進します。

コンパクト・プラス・ネットワーク※

- 七戸町の活性化のための核となるエリアとして、荒熊内地区の計画的な整備を推進します。
- 七戸町全体の持続的な発展に向け、地域の特性に応じた適切な土地利用を推進します。
- 町民が安心して移動・外出できるよう、地域の実情に即した公共交通整備を推進します。

道路・橋梁

- 地域発展にとって重要な社会資本である道路網の整備拡充を推進します。
- 安心で安全な道路環境を持続するため、橋梁の長寿命化等計画的な整備を推進します。

住宅

- 安全で快適な住宅環境を確保するため、公営住宅の計画的な長寿命化を図ります。
- 良好な定住環境の提供のため、空き家の利活用や個人での住宅整備を推進します。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めること。

公園

- 住民の憩いの場として利用できる公園の整備や維持管理を推進します。

上下水道

- 八甲田山系に水源を発し、安全で安心できる水道水を安定的に供給するため、水道施設の更新や耐震化等の整備を促進します。
- 汚水処理施設の長寿命化等の整備を計画的に推進し、生活雑排水の適切な処理のため、下水道への加入促進及び合併処理浄化槽の設置を推進します。

写真掲載を予定

活力あふれる産業のまちづくり

道の駅しちのへを産業と観光の拠点として、自然や文化といった地域資源を町内外へ発信するとともに、農林畜産業と他産業との連携による活力あふれる産業の振興を図り、地域産業の発展を推進します。

農林畜産業

- 農業者の資質向上や生産組織の育成に取り組み、意欲的な農業者を積極的に支援します。また、地域計画※に基づく規模拡大や農業機械の導入を進め、農業生産の基盤整備を推進します。
- 地域資源を最大限に活用し、環境負荷を低減した環境保全型農業への取組を進め、安心・安全な農産物の生産技術の確立を図ります。
- 農産物加工品の高付加価値化を進め、販売流通体制の強化を図ります。
- 七戸町の宝である豊かな森林の荒廃を防ぐため、森林環境譲与税の積極的な活用を行い、森林整備を進めて水源涵養や土砂災害防止と併せ、多様な野生動物の生育環境を守ります。
- 七戸産肉用牛の品質向上を図り、畜産経営の安定化を支援します。
- 農業、林業、畜産業すべてにおいて、後継者と中核的担い手の育成を、個人・法人ともに支援します。

地域計画

農業者と地域の人との話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した概ね10年後を見据えた設計図で、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかをまとめた計画。

商工業

- 荒熊内地区を産業振興の拠点として整備を進めるとともに、関係機関と連携を推進し、商工業の活性化を図ります。
- 地域の持続可能な発展のため、既存商店街の現状を把握し将来像を見据え、新規創業や起業への支援体制を整備します。
- 地場産業の育成のため、融資制度の活用や人材の育成及び確保を支援します。
- 雇用機会の拡大を図るため、県内外からの企業誘致を進めます。

観光

- 新幹線開業による交流人口の増加を踏まえ、マーケティングの視点に立った観光動向調査を実施し、新しい施策を展開します。
- 東北新幹線七戸十和田駅、道の駅しちのへを含む荒熊内地区を中心とした観光振興を推進し、観光客の滞在時間の増加を図ります。
- 道の駅しちのへ、東八甲田家族旅行村を拠点とした交流体験や自然体験等、滞在型及び通年型観光商品の開発と運営を支援します。
- 地域のまつりやイベントを観光資源として支援するとともに、郷土愛の醸成機会とその運営を支援します。
- 周辺市町村との広域連携により、国内外から訪れる観光客への情報発信等を推進します。
- 新幹線利用者のニーズに対応した、東北新幹線七戸十和田駅を拠点とする二次交通の利便性向上を図ります。

支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが心と身体の健康を保ち、生きがいを持ちながらいきいきと生活するために、健康づくりへの取組を進めます。

また、地域での連携や支え合いを強めながら、包括的な支援が行われる体制づくりを進めることで、誰もが笑顔で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

保健福祉・健康づくり

- 生活習慣に起因する病気を予防するため、生活習慣病予防、介護予防、心の健康対策に、町民と行政が一体となって取り組む体制づくりを推進します。
- 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた健康管理に積極的に取り組めるよう支援します。
- 経済的困窮や健康、日常生活に不安や困難を抱える人が安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活、健康、就労等の支援体制を整備します。
- 地域医療を持続・継続できるよう、近隣市町村と広域的な連携を図りながら、医療サービスの充実に努めます。
- 公立七戸病院、個人医院を効率的に活用した医療、保健、福祉の一体的なサービスの提供を推進します。

高齢福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域で支え合う包括的な支援体制の構築を推進します。
- 町民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解し、認知症の人の意思等が尊重され、その家族等が他の人々と支え合いながら安心して暮らせる環境づくりを推進します。

障がい福祉

- 障がい者の権利擁護を図りながら、自立及び社会参加に向けた活動を支援します。

子育て支援

- 誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを図るため、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援体制を強化します。
- 家庭と地域やすべての関係機関が協力し、子どもの権利の尊重や居場所づくり、子育ての相談体制の充実を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 子育て期の親のワーク・ライフ・バランス※の理解と促進に努め、子育てしやすい環境づくりを推進します。

写真掲載を予定

ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のこと。

人と自然が調和する持続可能なまちづくり

本町の魅力及び財産である豊かな自然を次世代へつなげるため、自然環境の保全や美化活動、エネルギー対策等を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

自然・景観・エネルギー

- 「七戸町の安全でおいしい水」の水源を守るため、水源涵養林の保全活動を町民と一体となって推進するとともに、町内を流れる中小河川の環境保全を推進します。
また、次代を担う子どもたちへの啓発活動を進め、保全意識の醸成を図ります。
- 森林や農地が有する多面的機能※を支える活動を支援します。
- 町民の誇りである歴史的建造物や、美しい町並み、自然の造形を後世に残すため、町民と協力しながら七戸らしい景観の保全を推進します。
- 省エネルギー対策や自然エネルギー、再生可能エネルギーへの取組を積極的に推進します。

環境衛生

- 身近な公園等公共空間の美化を推進し、町民の憩いの場の保全に努めます。
- 3R（ゴミを出さない、再利用、再資源化）の啓発によって、資源循環型社会に向けた取組を推進します。
- カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。
- 次代を担う子どもたちへの啓発活動を進め、環境意識の醸成を図ります。

多面的機能

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源かん養、保健、レクリエーション、景観の形成など多岐にわたる機能のこと。

誰もが安心して住み続けられるまちづくり

町民の暮らしを守るために、行政、町民、地域が一体となって「自助」・「共助」・「公助」※の考えのもと、防災体制の強化を図るとともに、防犯対策や交通安全対策を進めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

消防・防災

- 住民の安全を守るため、激甚化、頻発化する自然災害の発生に備え、急傾斜地や河川の災害防止対策を推進します。
- 地域の実情に即した防災計画により、ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知や自主防災組織※の結成を推進し、地域防災の強化を推進します。
- 総合防災訓練をはじめ、各種訓練の実施等、命を守る防災教育を推進します。
- 消防団組織の活性化に努め、消防・救急体制の機能強化を推進します。
- 倒壊や火災等、近隣に被害を及ぼす要因となる空き家の適正管理に努め、地域住民の安全確保を図ります。
- 道の駅しちのへを含む荒熊内地区を、地域の防災拠点として整備を進めます。

交通安全・防犯

- 多様化・巧妙化する犯罪に対して、町民一人ひとりの防犯意識の啓発活動を推進します。
- 少子高齢化等の環境変化を踏まえた交通安全・防犯対策を進めます。

「自助」「共助」「公助」

自助＝個人でできる備え、共助＝地域での助け合い、公助＝公的機関による救助や支援活動のこと。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的として結成された組織のこと。

豊かな心と文化を育むまちづくり

未来を創る子どもたちが、新しい時代に対応した生きる力を身につけることができるよう、家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくりを推進します。

また、町民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる機会の充実を図るとともに、地域の文化資源の保存と活用に取り組むことで、郷土への愛着を育みながら、文化やスポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

幼児教育

- 人間形成にとって最も大事な時期である幼児期において、「生きる力」や「豊かな心」を育むことができるよう、幼児期に良質な教育を受けられる環境を整備します。

学校教育

- 学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、小学校と認定こども園等の連携を推進します。
- 子どもたちの学力向上とグローバル社会にも対応できる人間を育てるため、学習環境の整備を推進します。
- 子どもの学習面及び日常生活の悩みと心の健康をサポートする人材の確保に努めます。
- 持続可能な地域づくりを担う人材育成のため、キャリア教育や多様な学びの場の創出を図ります。

生涯学習

- 町民の学習意欲に対応した多様な学習機会を提供するため、公民館、図書館等学習拠点となる施設の整備を推進します。
- この町に暮らす喜びと誇りを、世代を超えて共有するため、地域の祭りや芸能の継承と保護に努め、個性ある地域づくり活動を支援します。
- 町民の「郷土を愛する心」を育てる活動、文化の理解や芸術の才能を伸ばす活動等を支援し、芸術や伝統文化を次代に継承していく人材の育成に努めます。
- 次代を担う青少年が心身ともに健康で安全に成長できるよう、家庭と学校、地域社会が連携して地域のなかに子どもの居場所をつくる活動を支援します。
- ニツ森貝塚、七戸城跡等の貴重な遺跡や史跡の保存に努め、国内外にその価値を示す情報発信と資料展示施設の整備を推進します。

スポーツ

- 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会の提供や施設の整備を推進します。
- スポーツ少年団やスポーツ協会等のスポーツ団体の支援体制を強化し、スポーツ活動を推進する人材の育成や町民の競技力の向上に取り組めます。

写真掲載を予定

人と地域がともに歩むまちづくり

コミュニティ活動の活性化を図りつつ、地域課題を共有し、多様な主体が参画できる協働のまちづくりを図ります。

また、グローバル社会への対応や地域間交流の活動推進に取り組み、本町への関心と興味を高めることで、関係人口の拡大を図ります。行財政運営においては、持続可能な自治体経営をめざし、デジタル技術の活用などによって、社会の潮流に柔軟に対応した運営を図るとともに、財政の健全化に取り組みます。

住民参加・協働

- 自主的かつ主体的な町政を確立するために、まちづくりの主体である町民、事業者等と連携し、共に責任を担い合う協働のまちづくりを推進します。

コミュニティ

- 人口減少や高齢化によって生じる課題を共有し、解決できるよう、日頃から地域の人と人がつながるコミュニティ活動への参加と活動を支援します。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、活動拠点の整備を推進します。

関係人口

- 観光やイベント等で七戸町を訪れる県内外の人との交流を促進します。
- グローバル社会を生きる子どもたちが国際的視野を身につけることができるよう、就学前からの外国語教育、小中学校における外国人との交流体験を推進します。
- 町の魅力を活かした環境整備や体験及び効果的な情報発信等により、関係人口の拡大や移住・定住を推進します。

男女共同参画・人権尊重

- 年齢や性別、障がいの有無等に配慮し、互いの人権を尊重するとともに個性と能力を発揮しながら社会参画できる環境づくりに努めます。

行財政運営

- 社会全体のデジタル化の進展に伴い、デジタル技術を活用した住民サービスの利便性向上を図ります。
- 情報の適正管理や不正アクセス等への対策を担う人材育成を推進します。
- マイナンバー制度*により、個人情報の管理が一層重要になるなか、町民との信頼関係を築きながら個人情報を保護します。
- 高度化する情報ネットワークシステムの運用に対応する人材の育成を図り、公平・公正、確実な自治体業務を推進します。
- 行政の効率化と充実を図るため、行政評価の視点から常に政策の見直し、点検を行います。そして、行政事務の改善、職員の資質の向上、専門職員の確保、公共施設のより効率的な利用を推進します。
- 行政と地域住民の信頼関係を築くため、広報・広聴活動の充実を図ります。
- 持続可能な住民サービス提供のため、近隣市町村との広域連携を含む広い視野に立って、計画的に事業を推進します。
- 今後整備が必要とされる公共施設は、利便性に配慮し、将来的な適正規模を検討の上、計画します。

マイナンバー制度

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用することで、国民の利便性を向上させるための制度のこと。

案件（１） 第３次七戸町長期総合計画について

１ 七戸町長期総合計画の構成

（１）序論

長期総合計画の趣旨や期間、上位計画や関連計画との整合性、町の概況や昨年度実施したアンケート調査の結果等を記載します。

（２）基本構想

七戸町の目指す将来像である基本目標を明らかにし、まちづくりの基本方針・基本施策等を示します。

（３）基本計画

基本構想における基本方針・基本施策に基づいて、それぞれ事業分野ごとの方針を示します。

（４）参考資料

長期総合計画策定の経過や諮問内容、答申内容等を記載します。

２ 七戸町長期総合計画書中の「町民」及び「住民」の使い分けについて

（１）町民

町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。

（七戸町まちづくり基本条例第２条第１項第１号）

⇒他市町村に住んでいて、七戸町内の事業所等で働いている人を含む

（２）住民

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

（地方自治法第１０条第１項）

⇒七戸町に住んでいる人を指す